

国立産業財産局（D N P I） （ウルグアイ） （指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁： 国立産業財産局（D N P I）（ウルグアイ）

指定（又は選択）官庁 UY	国立産業財産局（DNPI） （ウルグアイ） 国内段階に入るための要件の概要	概要 UY
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	なし	
要求される国際出願の翻訳文の言語	スペイン語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・要約・図面の中の説明	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	認めない	
国内手数料 ¹	通貨：米国・ドル（USD）及びウルグアイ・ペソ（UYU） 特許：…………… 国内官庁に問合せされたい 優先権回復手数料 （規則49の3.2） …… USD 400 に相当する UYU の額 実用新案：…………… 国内官庁に問合せされたい	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	公的機関，中小企業，生産者組合及び集団，共同体，独立発明者，研究センターについての手数料は90%まで減額される（法律No. 19355，第338条）	

[次頁に続く]

1 国内官庁の手数料は指標単位（Index Units：UI）によって定められる（特許に関する法律No. 18.719，第398条によって改正された，特許に関する法律No. 17.164，第117条）。ただしこれらの手数料はUYU建てで支払い，各月1日におけるUI値に従い毎月アップデートされる。次を参照されたい。
<https://www.gub.uy/ministerio-industria-energia-mineria/comunicacion/publicaciones/tasas-precios-direccion-nacional-propiedad-industrial>

UY	国立産業財産局（DNPI） （ウルグアイ）（続き）	UY
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{2,3}</p> <p>特許出願及び付与の資格を出願人が有する旨の証明書類^{2,4}</p> <p>国際出願日後に出願人の名称変更が生じたが、国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）にその旨が表示されていない場合には、名称変更を証明する書類³</p> <p>出願人が先の出願の出願人と異なる場合には、優先権主張の資格証明^{2,3}</p> <p>出願人がウルグアイに居住していない場合には、ウルグアイにおける送達用あて名（代理人による代理は要求されないが、代理人を選任した場合には、委任状の提出が必要）⁵</p> <p>代理人の選任書面（選任書又は委任状）⁵</p> <p>国際出願の翻訳文の確認書</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表</p>	
誰が代理人として行為できるか？	ウルグアイに居住する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 PCT第22条に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 PCT第22条に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から30日以内に要件を満たすよう出願人に求める。